

週休3日制の導入

新型コロナウイルス感染症対策として、出勤日数を減らすことにより通勤回数や業務における対面での接触機会を減らすことが可能となります。

1か月単位の変形労働時間制を採用し、1か月の法定労働時間の枠内で労働時間を調整することで月の休日数を増加することが可能となります。

1か月単位の変形労働時間制を採用するには、就業規則その他これに準ずるものによる規定または労使協定の締結（労使協定の場合労働基準監督署に届出）が必要となります。

(例)

原則	変形労働時間
1日8時間	1日10時間
週40時間	週40時間
週5日（週休2日）	週4日（週休3日）